

●香川県警察本部告示第8号

香川県少年警察補導員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

香川県警察本部長 岡本慎一郎

香川県少年警察補導員規程の一部を改正する規程

香川県少年警察補導員規程（平成12年香川県警察本部告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 少年警察補導員（第1条—<u>第13条</u>）</p> <p>第2章 少年警察補導員連絡協議会（<u>第14条—第17条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（委嘱）</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 警察本部長が少年警察補導員を委嘱したときは、当該少年警察補導員の活動区域を管轄する警察署長は、当該少年警察補導員の氏名を関係地域の住民に周知させるよう、<u>インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>（身分証明書）</p> <p>第9条 少年警察補導員は、その活動を行うに当たっては、その身分を示す証明書を着用し、<u>明示しておかなければならない。</u></p> <p>2 前項の証明書の様式は、<u>別記様式</u>のとおりとする。</p> <p><u>第10条～第17条</u> 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 少年警察補導員（第1条—<u>第14条</u>）</p> <p>第2章 少年警察補導員連絡協議会（<u>第15条—第18条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（委嘱）</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 警察本部長が少年警察補導員を委嘱したときは、当該少年警察補導員の活動区域を管轄する警察署長は、当該少年警察補導員の氏名及び連絡先を関係地域の住民に周知させるよう、<u>警察署の掲示板への掲示その他適当な措置をとらなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>（身分証明書）</p> <p>第9条 少年警察補導員は、その活動を行うに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、<u>関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。</u></p> <p>2 前項の証明書の様式は、<u>別記様式第1号</u>のとおりとする。</p> <p>（標章）</p> <p><u>第10条</u> <u>少年警察補導員は、その活動を行うに当たっては、別記様式第2号の標章を用いるものとする。</u></p> <p><u>第11条～第18条</u> 略</p>

別記様式（第9条関係）

(表)

90 ミリメートル

第	号	<b>少年警察補導員の証</b>	
← 20 ミリメートル →		活動区域	警察署の管轄区域
(写真)		↑ 25 ミリメートル ↓	氏名
		有効期限	年 月 日
上記の者は、香川県少年警察補導員規程第5条に規程する活動を行う少年警察補導員であることを証明する。			
発行日	年 月 日	香川県警察本部長	

(裏)

香川県少年警察補導員規程（抜粋）

(活動内容)

第5条 少年警察補導員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 飲酒又は喫煙をしている少年、家出した少年その他補導を要すると認められる少年について、その少年の健全な育成に資するため、必要な指導及び助言を行い、又は当該少年の保護者（少年の親権者又はこれに代わるべき者をいう。次号において同じ。）に対し、必要な連絡を行う活動
- (2) 少年の健全な育成に係る事項に関し、少年又は少年の保護者からの相談に応じ、これらの者に対し、必要な助言その他の援助を行う活動
- (3) 図書等の販売業若しくは貸付業、興行場営業、屋外広告業、風俗営業その他の営業を営む者又はその従業者その他の関係者に対し、少年の非行を誘発する行為その他少年の健全な育成に有害な影響を及ぼすおそれのある行為をしないように協力を要請する活動
- (4) 少年の健全な育成に有害な影響を及ぼす有害環境の浄化に関する活動に協力し、又はその活動を援助する活動
- (5) 少年の非行防止のための地域住民に対する広報及び啓発をする活動又はその活動に協力し、若しくはその活動を援助する活動

別記様式第1号（第9条関係）

(表)

90 ミリメートル

第	号	<b>少年警察補導員の証</b>	
← 20 ミリメートル →		活動区域	警察署の管轄区域
(写真)		↑ 25 ミリメートル ↓	氏名
		(           年           月           日生)	有効期限
上記の者は、香川県少年警察補導員規程第5条に規程する活動を行う少年警察補導員であることを証明する。			
発行日	年 月 日	香川県警察本部長	

(裏)

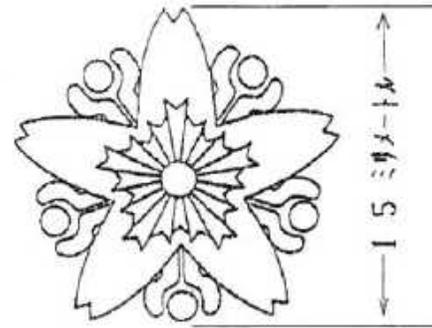
香川県少年警察補導員規程（抜粋）

(活動内容)

第5条 少年警察補導員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 飲酒又は喫煙をしている少年、家出した少年その他補導を要すると認められる少年について、その少年の健全な育成に資するため、必要な指導及び助言を行い、又は当該少年の保護者（少年の親権者又はこれに代わるべき者をいう。次号において同じ。）に対し、必要な連絡を行う活動
- (2) 少年の健全な育成に係る事項に関し、少年又は少年の保護者からの相談に応じ、これらの者に対し、必要な助言その他の援助を行う活動
- (3) 図書等の販売業若しくは貸付業、興行場営業、屋外広告業、風俗営業その他の営業を営む者又はその従業者その他の関係者に対し、少年の非行を誘発する行為その他少年の健全な育成に有害な影響を及ぼすおそれのある行為をしないように協力を要請する活動
- (4) 少年の健全な育成に有害な影響を及ぼす有害環境の浄化に関する活動に協力し、又はその活動を援助する活動
- (5) 少年の非行防止のための地域住民に対する広報及び啓発をする活動又はその活動に協力し、若しくはその活動を援助する活動

別記様式第2号（第10条関係）



附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。